

育児休業期間中の取り扱いについて

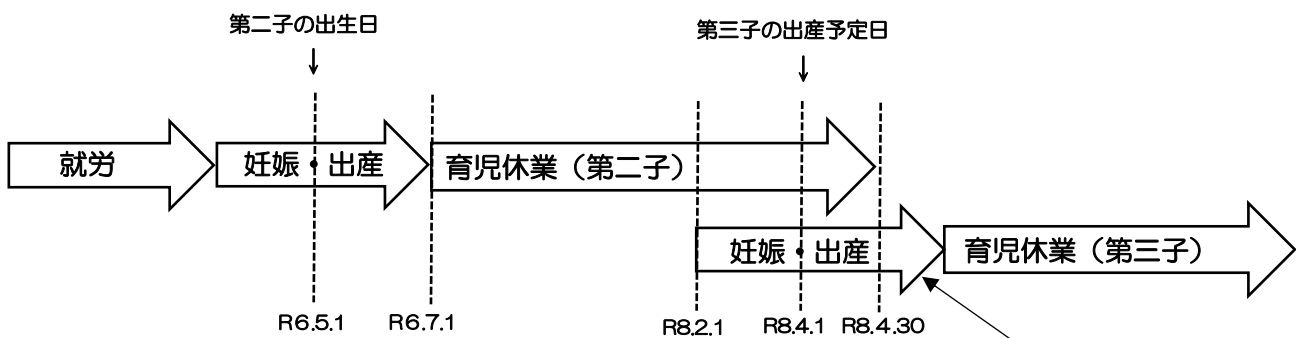
令和6年度より既に就労（就労から妊娠・出産に認定変更した場合も含む）を理由に入所している児童については、届出をすることにより、**出産後2年を経過する日の属する月の末日まで**入所を継続できることとしました。

（例：育児休業の対象児童が令和5年5月1日生まれの場合、令和7年4月30日まで継続入所可能）

なお、①～④に該当する場合は、出産後2年を経過した後についても入所を継続することができます。

- ① 既に入所している児童が就学前（年長児）であるとき
- ② 育児休業の対象児童の出産後2年を経過する日までに、育児休業の対象児童の次の子の出産予定日の8週間前の日の月初めが到来するとき

＜例：第一子の入所要件＞



- ③ 児童の発達上、集団行動が必要なとき
- ④ そのほか、保育所等への入所が必要と市長が認めるとき

第二子は、就労（就労から妊娠・出産に認定変更した場合も含む）を理由とした入所ではなく、妊娠・出産を理由とした入所のため、第三子の出産予定日の8週間前の日の属する月の初日から、出産日から8週間経過する日の属する月の末日までに限り入所可能です。

※注意点

- ・原則、2年経過後の育児休業を理由とした認定の延長はありません。（※例外①②③④）
- ・育児休業を延長する場合は、変更届と育児休業・職場復帰日証明書の提出が必要です。



【お問い合わせ先】 各利用施設 または 鳥取市役所幼児保育課保育係
電話 0857-30-8457

★育児休業給付金（支給要件、支給期間、申請手続など）に関するお問い合わせは、
勤務先事業所またはハローワークへ